

居宅介護・重度訪問介護・同行援護 重要事項説明書

当事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 まごころ福祉
- (2) 法人所在地 奈良市中山町西四丁目 535-526
- (3) 電話番号 0742-48-5990
- (4) 代表者氏名 代表取締役 勝田 哲司
- (5) 設立年月 平成8年8月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定障害者総合支援訪問介護事業所
- (2) 事業の目的 障害者総合支援法に従い、利用者が居宅において、日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 株式会社 まごころ福祉 中山町事業所
- (4) 事業所の所在地 奈良市中山町西四丁目 535-526
- (5) 事業所番号 居宅介護 2910100441 (2006年10月1日指定)
重度訪問介護 2910100441 (2006年10月1日指定)

同行援護 2910100441 (2011年10月1日指定)
- (6) 事業所が行っている他の障害福祉サービス 移動支援(地域生活支援事業)
- (7) 通常の事業の実施地域
奈良市・生駒市・大和郡山市・天理市・京都府木津川市・京都府相楽郡精華町を通常対象地域とします。
- (8) 営業日及び営業時間 営業日 年中無休(事務所は月～土曜日の9時～18時)

サービス提供時間帯 24時間

3. 職員体制

- (1) 管理者 常勤専従 1名
- (2) サービス提供責任者 1名以上
- (3) ヘルパー 指定基準以上(介護福祉士、2級ヘルパー等)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。

「居宅介護計画」は市町村が決定した訪問介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「介護計画」は利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス内容>

1) 身体介護

- 入浴介助：入浴の介助又は、身体を拭く（清拭）などをします。
- 排泄介助：排泄の介助、オムツ交換を行います。
- 食事介助：食事の介助を行います。
- 更衣介助：衣類の脱ぎ着の介助を行います。

2) 家事援助

- 調理：利用者の食事の準備・片付けを行います。
- 洗濯：利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除：利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買物：利用者の日常生活に必要な物品の買物を行います。

3) 通院等介助

通院等または官公署並びに指定相談支援事業所への移動のための介助、通院先等での受診等の手続き。移動等の介助（院内介助を要する場合）を行います。

(2) 利用料金

上記サービスの利用に対しては、市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額となります。

- 1) 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。
- 2) サービス提供時間帯により料金が加算されます。早朝（6時から8時まで）、夜間（18時から22時まで）は25%、深夜（22時から翌日6時まで）は50%の加算となります。
- 3) 初回加算は初回月1回のみ算定いたします。
- 4) 特定事業所加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅰを含みます。

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- 1) 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。
- 2) 通院等介助におけるヘルパーの公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合は、その実費をお支払いいただきます。
- 3) 利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者にご負担頂きます。

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)の費用は、毎月10日以降に前月分の請求書を発送いたしますので、末日までにお支払い

下さい。お支払い方法は郵便振込みか郵便局での口座引き落とし、または現金支払いの内から、ご契約の際にご希望の方法を決めさせていただきます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行うヘルパー

数名のヘルパーが交替してサービスを提供します。利用者から特定のヘルパーの指名はできませんが、お気づきの点やご要望がありましたらご遠慮なくご相談ください。

(相談窓口：管理者 勝田容子)

(2) サービス提供について

- 1) サービスは居宅介護計画に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- 2) サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。またヘルパーが事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただくことがあります。

(3) サービス内容の変更

サービス利用にあたっては、居宅介護計画に定められたもの以外のサービスは原則として提供できませんが、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更をすることができます。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など受給者証の記載内容に変更があった場合は速やかにヘルパーにお知らせください。またヘルパーやサービス提供責任者が受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- 1) 服薬介助・経管栄養・吸入等の処置などの医療行為又は医療補助行為
- 2) 店番・畑作業などの利用者の営利に関わる行為
- 3) 利用者を訪問介護員の車輦に同乗させること
- 4) 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- 5) 利用者以外の者に対する訪問介護サービスの提供
- 6) 飲酒及び喫煙(移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除く)
- 7) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合は除く)
- 8) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 9) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

サービス提供ごとに、実施日時及び提供内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。なお居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の急変があった場合には、事前の打ち合せにより、ご家族、主治医、救急隊、相談支援事業者などへ連絡し、必要な措置をとります。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれからの秘密を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

10. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 虐待防止に関する責任者の選定（管理者 勝田容子）

11. サービス内容に対する苦情

- ① 当社お客様相談・苦情担当窓口（受付責任者；勝田容子、解決責任者；勝田哲司）
営業時間：9：00～18：00
電話番号：0742-48-5990
FAX 番号：0742-48-5995
- ② 奈良市 障がい福祉課 電話番号：0742-34-4593
- ③ 奈良県国民健康保険団体連合会 電話番号：0744-29-8311

